

脱退手当金事案に関する新たな回復基準案について

下記の基準に該当するものについては、第三者委員会の審議を経ず、年金事務所段階において記録回復を行う。

(考えられる回復基準案)

- 下記のいずれかの場合に、脱退手当金を受給していなかったものと認定する。
 - ① 次のすべてに該当する場合
 - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）がある。
 - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた。
 - ② 次のすべてに該当する場合
 - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある。
 - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていた。
 - c) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、厚生年金保険若しくは共済組合に加入している、又は国民年金に加入し国民年金保険料の未納がない。
 - d) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後である。
- ただし、以下の場合には、上記の対象外とする。
 - ・ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合。
 - ・ 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合。
 - ・ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合。
 - ・ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合。
 - ・ 申立の内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あつせん、一部あつせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立である場合。
 - ・ 資格喪失後9か月以内に支給決定がされている場合。